



能力又は経験その他の就業の実態に関する事項を勘案し、その賃金（通勤手当その他の厚生労働省令で定めるものを除く。）を決定するよう努めるものとする。

（教育訓練）

第十一条 事業主は、通常の労働者に対して実施する教育訓練であつて、当該通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能力を付与するためのものについては、職務内容同一短時間・有期雇用労働者（通常の労働者と同視すべき短時間・有期雇用労働者を除く。以下この項において同じ。）が既に当該職務に必要な能力を有している場合その他の厚生労働省令で定める場合を除き、職務内容同一短時間・有期雇用労働者に対して、これを実施しなければならない。

2 事業主は、前項に定めるもののほか、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間・有期雇用労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力及び経験その他の就業の実態に関する事項に応じ、当該短時間・有期雇用労働者に対して教育訓練を実施するよう努めるものとする。

（福利厚生施設）

第十二条 事業主は、通常の労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設であつて、健康の保持又は業務の円滑な遂行に資するものとして厚生労働省令で定めるものについては、その雇用する短時間・有期雇用労働者に対しても、利用の機会を与えなければならない。

（通常の労働者への転換）

第十三条 事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、その雇用する短時間・有期雇用労働者について、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

- 一 通常の労働者の募集を行う場合において、当該募集に係る事業所に掲示すること等により、その者が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の当該募集に係る事項を当該事業所において雇用する短時間・有期雇用労働者に周知すること。
- 二 通常の労働者の配置を新たに行う場合において、当該配置の希望を申し出る機会を当該配置に係る事業所において雇用する短時間・有期雇用労働者に対して与えること。
- 三 一定の資格を有する短時間・有期雇用労働者を対象とした通常の労働者への転換のための試験制度を設けることその他の通常の労働

者への転換を推進するための措置を講ずること。

（事業主が講ずる措置の内容等の説明）

第十四条 事業主は、短時間・有期雇用労働者を雇入れたときは、速やかに、第八条から前条までの規定により措置を講ずべきこととされている事項（労働基準法第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項及び特定事項を除く。）に關し講ずることとしている措置の内容について、当該短時間・有期雇用労働者に説明しなければならない。

2 事業主は、その雇用する短時間・有期雇用労働者から求めがあつたときは、当該短時間・有期雇用労働者と通常の労働者との間の待遇の相違の内容及び理由並びに第六条から前条までの規定により措置を講ずべきこととされている事項に關する決定をするに当たつて考慮した事項について、当該短時間・有期雇用労働者に説明しなければならない。

3 事業主は、短時間・有期雇用労働者が前項の求めをしたことを理由として、当該短時間・有期雇用労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（指針）

第十五条 厚生労働大臣は、第六条から前条までに定める措置その他の第三条第一項の事業主が講ずべき雇用の改善等に関する措置等に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下この節において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第五条第三項から第五項までの規定は指針の策定について、同条第四項及び第五項の規定は指針の変更について、それぞれ準用する。

（相談のための体制の整備）

第十六条 事業主は、短時間・有期雇用労働者の雇用の改善等に関する事項に關し、その雇用する短時間・有期雇用労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならない。

（短時間・有期雇用管理者）

第十七条 事業主は、常時厚生労働省令で定める数以上の短時間・有期雇用労働者を雇用する事業所ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、指針に定める事項その他の短時間・有期雇用労働者の雇用の改善等に関する事項を選任するよう努めるものとする。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告等）

第十八条 厚生労働大臣は、短時間・有期雇用労働者の雇用の改善等を図るため必要があると認めるときは、短時間・有期雇用労働者を雇用する事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 厚生労働大臣は、第六条第一項、第九条、第十一條第一項、第十二條から第十四條まで及び第十六條の規定に違反している事業主に對し、前項の規定による報告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 前二項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第二節 事業主等に対する国の援助等

（事業主等に対する援助）

第十九条 国は、短時間・有期雇用労働者の雇用の改善等の促進その他その福祉の増進を図るため、短時間・有期雇用労働者を雇用する事業主、事業主の団体その他の関係者に対して、短時間・有期雇用労働者の雇用の改善等に関する事項についての相談及び助言その他の必要な援助を行うことができる。

（職業訓練の実施等）

第二十条 国、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、短時間・有期雇用労働者及び短時間・有期雇用労働者にならうとする者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、短時間・有期雇用労働者、短時間・有期雇用労働者にならうとする者その他関係者に対して職業能力の開発及び向上に関する啓発活動を行うよう努めるとともに、職業訓練の実施について特別の配慮をするものとする。

（職業紹介の充実等）

第二十一条 国は、短時間・有期雇用労働者にならうとする者がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択し、及び職業に適應することを容易にするため、雇情報提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助等

（苦情の自主的解決）

第二十二条 事業主は、第六条第一項、第八条、第九条、第十一条第一項及び第十二條から第十

四條までに定める事項に關し、短時間・有期雇用労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に對し当該苦情の処理を委ねる等その自主的な解決を図るよう努めるものとする。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第二十三条 前条の事項についての短時間・有期雇用労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二條から第十九條までの規定は適用せず、次條から第二十七條までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第二十四条 都道府県労働局長は、前條に規定する紛争に關し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、短時間・有期雇用労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該短時間・有期雇用労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節 調停

（調停の委任）

第二十五条 都道府県労働局長は、第二十三条に規定する紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六條第一項の紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

2 前條第二項の規定は、短時間・有期雇用労働者が前項の申請をした場合について準用する。

（調停）

第二十六条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十九條から第二十六條までの規定は、前條第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九條第一項中「前條第一項」とあるのは「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用の改善等に関する法律第二十五條第一項」と、同法第二十条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同法第二十五條第一項中「第十八條第一項」とあるのは

は「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二十三条」と読み替えるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停の手続に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五章 雜則

(雇用管理の改善等の研究等)

第二十八条 厚生労働大臣は、短時間・有期雇用労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようするため、短時間・有期雇用労働者のその職域の拡大に応じた雇用管理の改善等に関する措置その他短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

(適用除外)

第二十九条 この法律は、国家公務員及び地方公務員並びに船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六條第一項に規定する船員については、適用しない。

(過料)

第三十条 第十八條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第三十一条 第六條第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四章の規定及び第三十三條から第三十五條までの規定並びに附則第三條(昭和二十四年法律第百六十二号)第四條第三号の改正規定及び同法第五條第四号の次に一号を加える改正規定に限る。は、平成六年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成五年一月一日二日法律第八九号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三條に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に關しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四條 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

第十五條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二〇年九月三〇日法律第一二二号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則(平成二一年三月三一日法律第二〇号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二條から第四十九條までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二一年二月二二日法律第一六〇号)抄

(施行期日) 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五條(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定 公布の日

附則(平成二二年一月二二日法律第一二四号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附則(平成一四年二月一三日法律第一七〇号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六條から第九條まで及び第十一條から第三十四條までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附則(平成一八年六月二日法律第五〇号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則(平成一九年四月二三日法律第三〇号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百二十二條 前條の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(以下「旧短時間労働者法」という。)第十六條第一項の規定に基づき平成十九年改正前雇用保険法第六十四條の雇用福祉事業として行われる同項第一号の給付金の支給であつて、施行日前にその支給事由である措置の一部を講じた事業主及び事業主の団体に対するものの実施については、なお従前の例による。この場合において、同項中「雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十四條の雇用福祉事業」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第六條第一項の暫定雇用福祉事業」と、旧短時間労働者法第六條第二項及び第十八條中「雇用保険法第六十四條」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第六條第一項」とする。

2 旧短時間労働者法第十六條第一項の規定に基づき第五條の規定による改正前の労働者災害補償保険法第二十九條第一項第四号に掲げる事業として行われる給付金の支給であつて、施行日

前にその支給事由である措置の一部を講じた事業主及び事業主の団体に対するものの実施については、なお従前の例による。

第一百十三條 前條第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた給付金の支給に要する費用に關する第七條の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定の適用については、同法第十條第一項中「事業」とあるのは「事業(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第一百二十二條第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた給付金を支給する事業(以下「給付金支給事業」という。)を含む。）」と、同法第十二條第二項中「及び社会復帰促進等事業」とあるのは「及び社会復帰促進等事業(給付金支給事業を含む。以下同じ。）」とする。

第一百十四條 附則第一百二十二條第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた給付金に要する費用に關する附則第三十六條の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定の適用については、同法第九十九條第一項第二号イ中「社会復帰促進等事業費」とあるのは、「社会復帰促進等事業費(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第一百二十二條第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた給付金を支給する事業に要する費用を含む。）」とする。

(罰則に関する経過措置)

第一百四十一條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第一百四十二條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された雇用保険法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第一百四十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年六月一日法律第七二号）抄

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定並びに次条から附則第四条まで及び附則第六条の規定は、平成十九年七月一日から施行する。

第二条（短時間労働援助センターに関する経過措置）

前条ただし書に規定する規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の短時間労働者の雇用の管理の改善等に関する法律（以下「旧法」という。）第十三条第一項の規定による指定を受けている者（以下「旧短時間労働援助センター」という。）は、第一条の規定による改正後の短時間労働者の雇用の管理の改善等に関する法律（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定による指定を受けた者とみなす。

前条ただし書に規定する規定の施行の日前に、旧法又はこれに基づく命令により旧短時間労働援助センターに対して行い、又は旧短時間労働援助センターが行った処分、手続その他の行為（旧法第十六条第三項の規定による届出（同項の変更の届出を含む。）、旧法第十七条第一項の規定による業務規程の認可（同項の変更の認可を含む。）並びに旧法第二十条第一項の規定による事業計画書及び収支予算書の認可（同項の変更の認可を含む。）を除く。）は、新法又はこれに基づく命令中の相当する規定によつて、新法第十三条第二項に規定する短時間労働援助センター（以下「新短時間労働援助センター」という。）に対して行い、又は新短時間労働援助センターが行つた処分、手続その他の行為とみなす。

旧短時間労働援助センターの平成十九年四月一日に始まる事業年度は、前条ただし書に規定する規定の施行の日の前日に終つたものとし、当該事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の作成等については、新短時間労働援助センターが従前の例により行うものとする。

前条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧短時間労働援助センターの役員である者が当該規定の施行の日前にした旧法第二十四条第二項に該当する行為は、新法第二十四条第二項に該当する行為とみなして、同項の規定を適用するものとする。

旧短時間労働援助センターが前条ただし書に規定する規定の施行の日前にした旧法第二十八

条第一項第二号から第五号までに該当する行為は、新法第二十八条第一項第二号から第五号までに該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

新法第十六条第三項の規定による届出、新法第十七条第一項の規定による業務規程の認可並びに新法第二十条第一項の規定による事業計画書及び収支予算書の認可の手続は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前において行ふことができる。

附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条（施行前の準備）

新法第十六条第三項の規定による届出、新法第十七条第一項の規定による業務規程の認可並びに新法第二十条第一項の規定による事業計画書及び収支予算書の認可の手続は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前において行ふことができる。

第四条（罰則に関する経過措置）

附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会に係属している同法第五条第一項のあっせんに係る紛争については、第二条の規定による改正後の短時間労働者の雇用の管理の改善等に関する法律第二十号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条（政令への委任）

附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

第七條（検討）

政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の短時間労働者の雇用の管理の改善等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二三年四月二七日法律第二二七号）抄

第一条（施行期日）

この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二六年四月二三日法律第二七号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会に係属している同法第五条第一項のあっせんに係る紛争については、この法律による改正後の短時間労働者の雇用の管理の改善等に関する法律第二十三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条（罰則に関する経過措置）

附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条（政令への委任）

附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

第五条（検討）

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の短時間労働者の雇用の管理の改善等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成三〇年七月六日法律第七二七号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五号の規定（労働者派遣法第四十四条から第四十六条までの改正規定を除く。）並びに第七号及び第八号の規定並びに附則第六条、第七号第一項、第八号第一項、第九号、第十号、第十三号及び第十七号の規定、附則第十八号（前号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九号（前号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第二十号（前号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第二十一号、第二十三号及び第二十六号の規定並びに附則第二十八号（前号に掲げる規定を除く。）の規定、令和二年四月一日

（短時間・有期雇用労働法の適用に関する経過措置）

中小事業主については、令和三年三月三十一日までの間、第七号の規定による改正後の

の短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用の管理の改善等に関する法律（以下この条において「短時間・有期雇用労働法」という。）第二条第一項、第三条、第三章第一節（第十五条及び第十八条第三項を除く。）及び第四章（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定は、適用しない。この場合において、第七号の規定による改正前の短時間労働者の雇用の管理の改善等に関する法律第二条、第三条、第三章第一節（第十五条及び第十八条第三項を除く。）及び第四章（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定並びに第八条の規定による改正前の労働契約法第二十条の規定は、なおその効力を有する。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に紛争調整委員会に係属している個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第五条第一項のあっせんに係る紛争であつて、短時間・有期雇用労働法第二十三条に規定する紛争に該当するもの（中小事業主以外の事業主が当事者であるものに限る。）については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和三年四月一日前にされた申請に係る紛争であつて、同日において現に紛争調整委員会に係属している個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第五条第一項のあっせんに係るもの（短時間・有期雇用労働法第二十三条に規定する紛争に該当するものに限る。）については、中小事業主が当事者であるものに限る。）については、短時間・有期雇用労働法第二十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第十二条（検討）

政府は、前二項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の規定について、労働者と使用者の協議の促進等を通じて、仕事と生活の調和、労働条件の改善、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保その他の労働者の職業生活の充実を図る観点から、改正後の各法律の施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした

第二十九条

この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした

第二十九条

この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした

第二十九条

この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした

行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第三十条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

**附 則** (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (令和二年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十条及び第十一条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定 公布の日